保険会社向けの総合的な監督指針　新旧対照表

現行	改正後
Ⅱ 保険監督上の評価項目 Ⅱ－3　統合的リスク管理態勢 Ⅱ－3－11 資産運用リスク管理態勢 Ⅱ－3－11－2 主な着眼点 (1)～(3)　（略） (4) その他個別の資産運用 ①～⑭　（略） ⑮　投資専門子会社を活用して、法第 106 条第 1 項第 13 号又は第 271 条の 22 第 1 項第 13 号に規定する「新たな事業分野を開拓する会社又は経営の向上に相当程度寄与すると認められる新たな事業活動を行う会社として内閣府令で定める会社」の株式を取得・保有する場合、保険会社本体からは一定のリスク遮断が図られているものと考えられるが、その場合も、当該子会社のリスク管理状況の把握・分析・管理等を行う態勢を整備しているか。 (5)・(6)　（略）	Ⅱ 保険監督上の評価項目 Ⅱ－3　統合的リスク管理態勢 Ⅱ－3－11 資産運用リスク管理態勢 Ⅱ－3－11－2 主な着眼点 (1)～(3)　（略） (4) その他個別の資産運用 ①～⑭　（略） ⑮　投資専門子会社を活用して、法第 106 条第 1 項第 13 号又は第 271 条の 22 第 1 項第 13 号に規定する「新たな事業分野を開拓する会社として内閣府令で定める会社」の株式を取得・保有する場合、保険会社本体からは一定のリスク遮断が図られているものと考えられるが、その場合も、当該子会社のリスク管理状況の把握・分析・管理等を行う態勢を整備しているか。 (5)・(6)　（略）
Ⅲ　保険検査・監督に係る事務処理上の留意点 Ⅲ－2　保険業法等に係る事務処理 Ⅲ－2－2　子会社等 保険会社の子会社等の業務範囲等については、法第 100 条に規定する他業禁止の観点から以下のとおりとする。 (注 1)　保険会社又はその子会社が、国内の会社（当該保険会社の子会社を除く。）の株式又は持分について、合算して、その基準議決権数（法第 107 条第 1 項に規定する基準議決権数をいう。以	Ⅲ　保険検査・監督に係る事務処理上の留意点 Ⅲ－2　保険業法等に係る事務処理 Ⅲ－2－2　子会社等 保険会社の子会社等の業務範囲等については、法第 100 条に規定する他業禁止の観点から以下のとおりとする。 (注 1)　保険会社又はその子会社が、国内の会社（当該保険会社の子会社を除く。）の株式又は持分について、合算して、その基準議決権数（法第 107 条第 1 項に規定する基準議決権数をいう。以

現行	改正後
下同じ。）を超えて所有している場合の当該国内の会社（以下、「特定出資会社」という。）が営むことができる業務は、法第 106 条第 1 項第 1 号から第 7 号までに掲げる会社、同項第 12 号に掲げる会社及び同項第 14 号に掲げる会社が行うことができる業務の範囲内であり、かつ、規則、告示、本指針に定める子会社に関する基準等を満たす必要があることに留意する。	下同じ。）を超えて所有している場合の当該国内の会社（以下、「特定出資会社」という。）が営むことができる業務は、法第 106 条第 1 項第 1 号から第 7 号まで、第 12 号、第 14 号、第 16 号及び第 17 号に掲げる会社（同項第 14 号に掲げる会社にあっては、特別事業再生会社を除く。）、当該保険会社が子会社としている特例持株会社（法第 106 条第６項第１号に規定する特例持株会社をいう。）並びに特例対象会社（法第 107 条第８項に規定する特例対象会社をいう。）が行うことができる業務の範囲内であり、かつ、規則、告示、本指針に定める子会社に関する基準等を満たす必要があることに留意する。
(注 2)～(注 4)　（略）	(注 2)～(注 4)　（略）
（新設）	(注 5)　保険業法改正（令和３年 11 月施行）により、法第 106 条第１項第 15 号が追加されたが、地域活性化事業会社（同号、法第 107 条第８項）における不動産業務の取扱いは改正前と変わらないことに留意する。
Ⅲ－2－2－1　子会社等の業務の範囲 子会社等の業務の範囲については、以下の点に留意するものとする。 (1)　保険会社の子会社が営む従属業務（法第 106 条第 2 項第 1 号に規定する従属業務をいう。以下同じ。）については、保険会社の業務に係る事務のうち、その業務の基本に係ることのないものに限定されているか。 (注)　従属業務を営む保険会社の子法人等又は関連法人等についても「保険業法第 106 条第 10 項等の規定に基づき、従属業	Ⅲ－2－2－1　子会社等の業務の範囲 子会社等の業務の範囲については、以下の点に留意するものとする。 (1)　保険会社の子会社が営む従属業務（法第 106 条第 2 項第 1 号に規定する従属業務をいう。以下同じ。）については、保険会社の業務に係る事務のうち、その業務の基本に係ることのないものに限定されているか。 （削除）

現行	改正後
務を営む会社が主として保険会社若しくは保険持株会社又はそれらの子会社のために従属業務を営んでいるかどうかの基準を定める件」（平成 14 年告示第 38 号、以下、「収入依存度規制告示」という。）に定める基準を満たす必要があることに留意する。なお、この場合において、「収入の額」は、告示と同様（当該保険会社及びその子会社からの収入）であることに留意する。	
(2)　保険会社の子会社が営む金融関連業務（法第 106 条第 2 項第 2 号に規定する金融関連業務をいう。以下同じ。）については、以下の範囲となっているか。 ①～⑧　（略） （新設）	(2)　保険会社の子会社が営む金融関連業務（法第 106 条第 2 項第 2 号に規定する金融関連業務をいう。以下同じ。）については、以下の範囲となっているか。 ①～⑧　（略） ⑨　投資専門子会社におけるコンサルティング業務等 投資専門子会社による規則第 56 条第 16 項第２号の業務の実施にあたっては、優越的地位の濫用及び利益相反取引の防止に係る管理態勢を整備するとともに、法令等遵守の観点から事前に十分な検討・検証を行うこととしているか。
(3)　保険会社の特定子法人等（特定出資会社でない子法人等をいう。以下同じ。）及び特定関連法人等（特定出資会社でない関連法人等をいう。以下同じ。）については、以下のとおりとなっているか。ただし、会社に準ずる事業体については、この限りでない。 ①　保険会社の特定子法人等及び特定関連法人等の業務の範囲については、子会社対象会社（法第 106 条第 1 項に規定する子会社対象会社をいう。以下同じ。）の営むことができる業務の範囲内であり、かつ、規則、告示、本監督指針に定める子会社	(3)　保険会社の特定子法人等（特定出資会社でない子法人等をいう。以下同じ。）及び特定関連法人等（特定出資会社でない関連法人等をいう。以下同じ。）については、以下のとおりとなっているか。ただし、会社に準ずる事業体については、この限りでない。 ①　保険会社の特定子法人等及び特定関連法人等の業務の範囲については、子会社対象会社（法第 106 条第 1 項に規定する子会社対象会社をいう。以下同じ。）の営むことができる業務の範囲内であり、かつ、規則、告示、本監督指針に定める子会社

現行	改正後
に関する基準等を満たしているか。 　例えば、銀行専門関連業務（同条第2項第3号に定める銀行専門関連業務をいう。）を営む会社については、保険会社が銀行を子会社としている場合等に限り、保険会社の特定子法人等又は特定関連法人等として保有することができることに留意する。	に関する基準等を満たしているか。 　例えば、銀行専門関連業務（同条第2項第3号に定める銀行専門関連業務をいう。）を営む会社については、保険会社が銀行を子会社としている場合等に限り、保険会社の特定子法人等又は特定関連法人等として保有することができることに留意する。
（注）　特定子法人等又は特定関連法人等が投資用不動産に係る業務を行う場合に限り、当該会社の営む規則第56条の2第1項第18号に掲げる業務については、収入依存度規制告示第2条第1項第1号、第6条第1号又は第7条第1号に規定する基準に準じた基準を満たさなくとも差し支えないことに留意する。	（削除）
②　従属業務を専ら営む保険会社の特定子法人等又は特定関連法人等であって、主として当該保険会社の特定出資会社又は他の特定子法人等若しくは特定関連法人等（以下、「従属先法人等」という。）の営む業務のためにその業務を営んでいるものについて、従属先法人等からの収入の額の総収入（規則第56条の2第1項第18号に掲げる業務を営む場合にあっては、業務の対象となる不動産が二以上の者により共有されている場合において、当該不動産の共有者の一が当該保険会社又はその子会社であるときは、当該保険会社又は当該子会社が当該不動産に係るその持分に応じて出資して設立した会社の当該業務については、当該会社の当該業務に係る収入の額に当該持分の割合を乗じて得た額を総収入とみなす。）に占める割合が100分の50を上回っている場合は、上記①に反しないものとして	（削除）

現行	改正後
取り扱って差し支えない。 ③　（略） ④　特定子法人等又は特定関連法人等において一般向け不動産業務、物品販売業務、旅行あっせん業務等、子会社対象会社の営むことができる業務以外の業務を行っていないか。 ただし、新法の施行の際、特定子法人等又は特定関連法人等が現にこれらの業務を営んでいる場合には、原則として平成 14 年 3 月期末までに必要な見直しが行われているか。 なお、特定子法人等又は特定関連法人等が現に従属業務又は金融関連業務（これらに準ずる業務として別に命ずるところにより報告がなされたものを含む。）を営む場合又はこれらを併せ営む場合（当該従属業務が収入依存度規制告示各案に規定する基準に準じた基準（上記②の例による。ただし、保険会社の子会社からの収入に当該保険会社の委託を受けた保険募集をする者からの収入を含めて計算して差し支えない。）を満たす場合に限る。なお、規則第 56 条の 2 第 3 項の規定の適用がないものとして取り扱って差し支えない。）においては、平成 14 年 3 月期末までに当該従属業務又は金融関連業務以外の業務について必要な見直しが行われているものに限り、当分の間、上記①に反しないものとして取り扱って差し支えない。 （注 1）・（注 2）　（略）	②　（略） ③　特定子法人等又は特定関連法人等において一般向け不動産業務、物品販売業務、旅行あっせん業務等、子会社対象会社の営むことができる業務以外の業務を行っていないか。 ただし、新法の施行の際、特定子法人等又は特定関連法人等が現にこれらの業務を営んでいる場合には、原則として平成 14 年 3 月期末までに必要な見直しが行われているか。 なお、特定子法人等又は特定関連法人等が現に従属業務又は金融関連業務（これらに準ずる業務として別に命ずるところにより報告がなされたものを含む。）を営む場合又はこれらを併せ営む場合においては、平成 14 年 3 月期末までに当該従属業務又は金融関連業務以外の業務について必要な見直しが行われているものに限り、当分の間、上記①に反しないものとして取り扱って差し支えない。 （注 1）・（注 2）　（略）
Ⅲ－2－2－2　他の事業者の貸出金等に係る担保財産（不動産を除く。）の売買の代理・媒介会社の取扱い 他の事業者の貸出金等に係る担保財産（不動産を除く。）の売買	Ⅲ－2－2－2　他の事業者の貸出金等に係る担保財産（不動産を除く。）の売買の代理・媒介会社の取扱い 他の事業者の貸出金等に係る担保財産（不動産を除く。）の売買

現行	改正後
の代理・媒介会社については、以下の点に留意した取扱いとなっているか。	の代理・媒介会社の業務は、他の事業者が貸出金等の回収のために担保権を実行する必要がある場合に行う当該貸出金等に係る担保財産（不動産を除く。）の売買の代理・媒介（以下、「代理等」という。）に限られているか。 （注 1）　他業禁止規制の趣旨を踏まえ、担保権の実行以外での売買の代理等は認められないことに留意する。 （注 2）　保険会社が不動産業務を営むことができないことに鑑み、不動産の売買の代理等は認められないことに留意する。 （注 3）　担保財産の取得・保有・管理及び売却は、規則第 56 条の 2 第 1 項第 24 号に規定する会社以外は認められないことに留意する。
(1)　当該会社の業務は以下に限られているか。 他の事業者が貸出金等の回収のために担保権を実行する必要がある場合に行う当該貸出金等に係る担保財産（不動産を除く。）の売買の代理・媒介（以下、「代理等」という。） （注）他業禁止規制の趣旨を踏まえ、担保権の実行以外での売買の代理等は認められないことに留意する。 （注 2）　保険会社が不動産業務を営むことができないことにかんがみ、不動産の売買の代理等は認められないことに留意する。 （注 3）　担保財産の取得・保有・管理及び売却は、規則第 56 条の 2 第 1 項第 24 号に規定する会社以外は認められないことに留意する。	（削除）
(2)　当該会社の業務遂行に当たって、収入依存度規制告示の基準を満たしているか。	（削除）

現行	改正後
Ⅲ－2－2－4　保険会社の海外における子会社等の業務の範囲 (1)・(2)　（略） (3)　法第 106 条第１項第８号から第 12 号に掲げる会社（同号に掲げる会社にあっては、外国の会社に限る。）又は同条第４項に規定する特例対象持株会社（以下、総称して「保険業を行う外国の会社等」という。）を子会社とするため、同条第 7 項の認可申請がなされた場合、理由書その他の認可申請書類に以下の事項が明確に記載されている必要があることに留意する。 ①　保険業を行う外国の会社等が、子会社対象会社以外の会社を子会社としているかどうかの別 ②　（略） ③　①に記載する会社を子会社とした日から 5 年以内に、当該会社を子会社でなくなるようにするために講ずることを予定している所要の措置の内容 なお、保険会社の財務の健全性に悪影響を与えるおそれがある場合、子会社対象会社以外の会社の業務内容が公の秩序又は善良の風俗を害し、保険業を行う外国の会社等の社会的信用を失墜さ	Ⅲ－2－2－4　保険会社の海外における子会社等の業務の範囲 (1)・(2)　（略） (3)　保険会社が、法第 106 条第 6 項第 1 号に規定する子会社対象外国会社又は同号に規定する外国特定金融関連業務会社（以下、総称して「子会社対象外国会社等」という。）を子会社とするため、同条第 4 項（同条第７項で準用する場合を含む。以下この(3)において同じ。）の認可申請がなされた場合、理由書その他の認可申請書類に以下の事項が明確に記載されている必要があることに留意する。 ①　子会社対象外国会社等が、子会社対象会社以外の会社を子会社としているかどうかの別 ②　（略） ③　①に記載する会社を子会社とした日から 10 年を経過するまでに、講ずることを予定している所要の措置の内容 具体的には、（ａ）法第 106 条第８項の承認を受ける、（ｂ）議決権の売却、会社の清算等により当該会社が保険会社の子会社でなくなるようにする、（ｃ）当該会社の業務のうち子会社対象会社が営むことができない業務の廃止、当該業務に係る事業譲渡等により当該子会社を子会社対象会社とするための措置を講じたうえで、当該子会社対象会社となった会社を子会社とするために必要な認可等を受ける方法が考えられる。 なお、保険会社の財務の健全性に悪影響を与えるおそれがある場合、子会社対象会社以外の会社の業務内容が公の秩序又は善良の風俗を害し、子会社対象外国会社等の社会的信用を失墜させる

現行	改正後
せるおそれがある場合その他保険業を行う外国の会社等が当該子会社対象会社以外の会社の業務の適正性を確保するよう子会社管理業務を的確かつ公正に遂行できることが確認できない場合は、同項の認可をすることができないことに留意すること。	おそれがある場合、当該子会社対象会社以外の会社が子会社対象会社の営むことができない業務を国内において営んでいる場合など業務範囲規制の潜脱となるおそれがある場合その他子会社対象外国会社等が当該子会社対象会社以外の会社の業務の適正性を確保するよう子会社管理業務を的確かつ公正に遂行できることが確認できない場合は、法第 106 条第４項の認可をすることができないことに留意すること。 　また、外国特定金融関連業務会社には、法第 106 条第６項第１号において「主として」という要件があるが、当該要件の充足の適否については、総収入の 50%以上を規則第 57 条の 2 の 3 に規定する業務（リース業務、貸金業務等）から生じる収入が占めているか否かで判断することとする。なお、当該要件を維持するために必要な態勢整備が確認できない場合は、法第 106 条第４項の認可をすることができないことに留意すること。
（新設）	(4)　法第 106 条第 6 項の趣旨は、国際競争力の強化を目指す保険会社・保険会社グループによる機動的な買収を実現し、現地において一体として付加価値を創造してきた外国会社・外国会社グループを不合理なかたちで分離・解体することを強いられないようにする観点から、子会社対象外国会社等を子会社とすることにより子会社対象会社以外の会社を子会社とした場合、業務範囲規制にかかわらず、当該会社を 10 年間子会社とすることができるようにするものである。 　また、法第 106 条第８項に基づき子会社対象会社以外の外国の会社を恒久的に子会社とするにあたり、金融庁長官の承認を要す

現行	改正後
	ることとしているのも同様の趣旨による（以下、同項に基づく承認を「恒久化承認」という。）。 恒久化承認に当たっては、法第 106 条第９項に基づき、現に子会社としている子会社対象外国会社等の競争力の確保その他の事情に照らして当該会社の継続保有が必要であると認められる場合に該当するかを審査することとなるが、例えば、以下のような事項を考慮することが考えられる。 ①　子会社対象会社以外の外国の会社が実施している業務やリスクの内容 ②　現地グループにおける子会社対象外国会社の業務又は外国特定金融関連業務会社の営む金融関連業務とのシナジー、現地当局の要請・指導との整合性等、上記①の業務が現地グループにおいて必要とされている理由 ③　現地におけるプラクティスや現地同業他社グループにおける上記①の業務の取扱いの状況 なお、考慮できる事項は必ずしも上記①から③の事項に限定されるものではないことに留意する。
(4)　法第 106 条第 4 項の趣旨は、保険業を行う外国の会社等を子会社とすることにより子会社対象会社以外の会社を子会社とした場合、当該会社が子会社でなくなるよう保険会社が所要の措置を講じることを前提として、子会社の業務範囲規制の適用を例外的に 5 年間猶予するものである。また、金融庁長官の承認を得て、子会社対象会社以外の会社を 5 年を超えて子会社とすることができるのは、同条第 6 項各号に掲げる事情がある場合に限定さ	(5)　恒久化承認を得ない場合には、10 年の猶予期間内に、子会社対象会社以外の外国の会社について所要の措置を講じる必要があるが、金融庁長官は、同条第 10 項各号に掲げる事情がある場合には当該猶予期間を１年間延長し、又は再延長することもできる。この場合において、同項各号の「やむを得ない事情」とは、例えば以下の事情が考えられる。

現行	改正後
れているのも同様の趣旨による。これらを踏まえると、同項各号の「やむを得ない事情」とは、例えば以下の事情が考えられる。 ①・②　（略） 同条第4項の規定は、子会社業務範囲規制の例外規定であることから、同条第5項の承認申請を行う場合には、申請の都度、申請時点においてこれらのやむを得ない事情が存在すること、子会社対象会社以外の会社の議決権の保有に関する方針（承認後1年以内にやむを得ない事情を取り除くために検討している方策等）等につき、申請書類に具体的に記載する必要があることに留意する。	①・②　（略） 同条第10項の申請を行う場合には、申請の都度、申請時点においてこれらのやむを得ない事情が存在すること、子会社対象会社以外の会社の議決権の保有に関する方針（1年以内にやむを得ない事情を取り除くために検討している方策等）等につき、申請書類に具体的に記載する必要があることに留意する。
(5)　Ⅲ－2－2－4(1)にかかわらず、保険会社が、保険業を行う外国の会社等を子会社とすることにより、子会社対象会社以外の会社を子法人等（子会社を除く。以下、Ⅲ－2－2－4(5)において同じ。）又は関連法人等とすることも可能とするが、子会社業務範囲規制の趣旨に鑑み、原則として、概ね5年以内に子法人等又は関連法人等でなくなるよう所要の措置を講ずる必要があることに留意する。 なお、保険会社が保険業を行う外国の会社等を子法人等又は関連法人等とすることにより、子会社対象会社以外の会社を子法人等又は関連法人等とする場合も同様とする。	(6)　Ⅲ－2－2－4(1)にかかわらず、保険会社が、子会社対象外国会社等を子会社とすることにより、子会社対象会社以外の会社を子法人等（子会社を除く。以下、Ⅲ－2－2－4(5)において同じ。）又は関連法人等とすることも可能とする。この場合、子会社業務範囲規制の趣旨に鑑み、上記(3)に準じた対応が必要となる点に留意する。 なお、保険会社が子会社対象外国会社等を子法人等又は関連法人等とすることにより、子会社対象会社以外の会社を子法人等又は関連法人等とする場合も同様とする。
（新設）	Ⅲ－2－2－5　他業保険業高度化等会社 (1)　基本的な考え方 保険会社は、法第106条第1項第16号に掲げる会社（規則第

現行	改正後
	57条の2の2に規定する会社を除く。以下「他業保険業高度化等会社」という。）に対して基準議決権数を超えて出資することが認められている。これは、保険会社グループにおいて、将来的に様々な展開が予想される中で、認可を条件として、より柔軟な業務展開を可能とするためである。また、保険会社グループにおける将来の可能性への戦略的な対応として、出資時点においては保険業の高度化、利用者の利便の向上又は地域活性化等に資するといえないものであっても、これらが見込まれる業務を営む会社への出資を可能としている。 　他方で、他業保険業高度化等会社の認可申請があった場合には、保険会社グループに他業禁止の規制等が課されていることから、他業リスクの回避、利益相反の禁止及び優越的地位の濫用の防止といった点を踏まえ審査を行う必要がある。 （注）保険業法改正（令和３年11月施行）により、他業保険業高度化等会社が営むことができる業務として地域活性化等に資する業務が追加されたが、保険業高度化等会社における不動産業務の取扱いは改正前と変わらないことに留意すること。 (2)　認可審査にあたっての留意点 　他業保険業高度化等会社の認可の審査基準は、施行規則第58条の2第2項において定めているが、各基準の審査にあたっては、以下の点に留意する必要がある。 ①　出資額 　出資額の適切性については、他業保険業高度化等会社の認可

現行	改正後
	を申請する保険会社（以下（２）から（３）において「申請保険会社」という。）の資本金の額、財産及び損益の状況等に照らして判断を行う。他業保険業高度化等会社に対する出資が全額毀損した場合の影響については、保険会社グループのソルベンシー・マージン比率への影響等の審査を行う。 ②　出資比率等 　他業保険業高度化等会社を子会社等とする場合、他業保険業高度化等会社においても、保険会社グループの一員として、適切な経営管理や内部管理、内部監査等に関する態勢整備が必要となる。 　また、他業保険業高度化等会社に対する保険会社の支配力が及ばない場合、他業保険業高度化等会社のガバナンスや業務内容の適切性等について保険会社が管理可能か、他業保険業高度化等会社の業務が、保険業の高度化、利用者の利便の向上又は地域活性化等に資さなくなった場合や認可の基準を満たさなくなった場合、基準議決権数を超える出資の解消等を適切に図ることが可能か等の点を審査する。 ③　業務の内容 　申請保険会社は、認可の申請に際しては、他業保険業高度化等会社の営む業務の内容を明確にする必要がある。 　他業保険業高度化等会社の営む業務の内容に関し、他業保険業高度化等会社は、保険業の高度化、利用者の利便の向上又は地域活性化等に資する業務（以下「資する業務」という。）やこれらが見込まれる業務（以下「見込まれる業務」という。）以外の業務を一部で兼営していても、そのこと自体をもって認可の

現行	改正後
	対象外となるものではない。ただし、兼営する業務の内容が保険業務に弊害等を及ぼす場合はもちろん、兼営する業務の規模が「資する業務」や「見込まれる業務」に比して著しく大きい等の場合も、他業禁止の趣旨等に抵触するおそれがあることから、認可をすることができない点に留意する。 　また、他業保険業高度化等会社の業務を営むに当たり子会社対象保険会社等の業務を併せ営む場合には、他業保険業高度化等会社の認可のもと、これを営むことは許容される。他方で、他業保険業高度化等会社が施行規則第 58 条に定める子会社対象保険会社等の認可を受けずに子会社対象保険会社等の業務を営むことや、子会社対象保険会社等が他業を営むために他業保険業高度化等会社の認可を受けることは、業務範囲規制の趣旨に反して、子会社対象保険会社等の認可制度が潜脱されるおそれがある。このため、他業保険業高度化等会社が子会社対象保険会社等の業務を併せ営む場合には、上記のような潜脱のおそれがないかの観点から審査を行うものとする。 　なお、出資時において営むことが想定されない業務であっても、その後営むことが具体的に想定される場合には、上記同様、審査を行う必要があることに留意を要する。 ④　申請保険会社の業務への影響等 　他業保険業高度化等会社の業務の内容が、保険業の高度化、利用者の利便の向上又は地域活性化等に「資する業務」や「見込まれる業務」といえるものであっても、申請保険会社の業務に支障を来す著しいおそれが認められるときは、出資額の大小にかかわらず、他業保険業高度化等会社の認可をすることがで

現行	改正後
	きない点に留意する（例えば、他業保険業高度化等会社のコンプライアンス・リスクやレピュテーショナル・リスクの波及により、申請保険会社の固有業務の運営に支障が生じたり、保険会社グループとして重大な損害等が生じたりするおそれのある場合）。 (3)　出資後の管理等 保険会社が、他業保険業高度化等会社の認可を受け、基準議決権数を超えて出資を行った場合、当該保険会社は他業保険業高度化等会社の業務の状況等について、適切にモニタリングを行う。特に、他業保険業高度化等会社の事業や業務の規模の拡大が見込まれる場合、これに伴うリスクや保険会社グループへの影響等についても適切に管理する必要がある。 なお、認可時点において、「資する業務」といえる業務を営んでいたものの、出資後に事業内容について大きな変更が生じた場合や、「見込まれる業務」であったとしても、出資後の状況により、「見込まれる」といえなくなった場合等には、基準議決権数を超える出資の解消等を適切に図る必要がある。
Ⅲ－2－8　議決権の取得制限 法第 107 条第 2 項の承認にあたっては、基準議決権数を超過し、かつ 1 年を超えて保有しようとする場合には、その都度承認が必要であるほか、以下の点に留意する必要がある。 (1)　法第 106 条第 1 項第 13 号又は第 271 条の 22 第 1 項第 13 号に規定する、新たな事業分野を開拓する会社として内閣府令で定	Ⅲ－2－8　議決権の取得制限 (1)　法第 107 条第 2 項の承認にあたっては、基準議決権数を超過し、かつ 1 年を超えて保有しようとする場合には、その都度承認が必要である。 また、法第 106 条第 1 項第 13 号又は第 271 条の 22 第 1 項第 13 号 に規定する、新たな事業分野を開拓する会社として内閣府令

現行	改正後
める会社（いわゆるベンチャービジネス会社）が行う新事業活動とは、新事業分野開拓が可能となるような新商品の開発又は生産、新役務の開発又は提供、商品の新たな生産又は販売の方式の導入、役務の新たな提供の方式の導入その他の新たな事業活動を指し、研究開発を前提とした創業を行う業種のみならず、サービス業等の業種も対象となる。なお、その該当性の判断に当たっては、地域や業種が勘案されることとなるが、既に相当程度普及している技術・方式の導入等及び研究開発段階にとどまる事業については含まれない。 (2)　規則第 56 条第 5 項第 1 号から第 3 号に規定する「開始の日」とは、既に事業を行う会社が同項第 1 号に規定する新事業活動を開始する場合（いわゆる第二創業）に、当該会社がその開始を決定した日をいう。	で定める会社（いわゆるベンチャービジネス会社）が行う新事業活動とは、新事業分野開拓が可能となるような新商品の開発又は生産、新役務の開発又は提供、商品の新たな生産又は販売の方式の導入、役務の新たな提供の方式の導入、技術に関する研究開発及びその成果の利用その他の新たな事業活動を指し、研究開発を前提とした創業を行う業種のみならず、サービス業等の業種も対象となる。なお、その該当性の判断に当たっては、地域や業種が勘案されることとなるが、既に相当程度普及している技術・方式の導入等については含まれない。 (2)　法第 271 条の 22 第 1 項第 14 号の承認の対象となる施行規則第 210 条の 7 第 5 項第 2 号の会社に該当するかの判断にあたっては、財務状態の悪化が顕在するに至っていない段階の会社であっても対象となり得ることに留意する。
Ⅲ－2－13　付随業務の取扱い （新設）	Ⅲ－2－13　法第 98 条第 1 項の業務の取扱い Ⅲ－2－13－1　地域活性化等業務における留意点等 (1) 保険会社が行うことができる法第 98 条第 1 項第 15 号の業務（以下「地域活性化等業務」という。）は、施行規則第 52 条の 3 の 3 各号において具体的に類型が列挙されているが、同条柱書括弧書によって、「当該保険会社の行う保険業に係る経営資源に加えて、当該業務の遂行のために新たに経営資源を取得する場合にあっては、需要の状況によりその相当部分が活用されないときにおいても、当該保険会社の業務の健全かつ適切な遂行に支障を及ぼすおそれがないものに限る。」という要件が付されている。 デジタル化や地方創生など持続可能な社会の構築に資するた

現行	改正後
	め、地域活性化等業務を保険会社の業務範囲に追加した点に鑑みれば、当該要件について過度に厳格な扱いをすべきではない点に留意する必要がある。 　そこで、当該要件については、新規又は追加的に取得しなければならないリソースを最小限度にしなくてはならないわけではなく、仮に当該業務の需要がゼロになったとしても、保険会社の固有業務の遂行又は健全性に著しい支障をきたさないことが明らかである限り、当該要件を充足するとみなすことができ、地域活性化等業務として実施可能であることに留意する。 (2) 保険会社が行うことができる地域活性化等業務のうち、施行規則第 52 条の 3 の 3 第 2 号の業務については、取引上の優越的地位を不当に利用することがないよう留意すること。
Ⅲ－2－13－1　「その他の付随業務」の取扱い 　保険会社が法第 98 条第 1 項の業務（同項各号に掲げる業務を除く。以下、「その他の付随業務」という。）を行う際には、以下の観点から十分な対応を検証し、態勢整備を図っているか。 (1)　保険会社が、取引先企業に対して行うコンサルティング業務、ビジネスマッチング業務、人材紹介業務、事務受託業務、オペレーティングリース（不動産を対象とするものを除く。）の媒介業務については、取引先企業に対するサービスの充実及び固有業務における専門的知識等の有効活用の観点から、固有業務と切り離してこれらの業務を行う場合も「その他の付随業務」に該当する。	Ⅲ－2－13－2　「その他の付随業務」の取扱い 　保険会社が法第 98 条第 1 項の業務（同項各号に掲げる業務を除く。以下、「その他の付随業務」という。）を行う際には、以下の観点から十分な対応を検証し、態勢整備を図っているか。 (1)　保険会社が、取引先企業に対して行う人材紹介業務、事務受託業務、オペレーティングリース（不動産を対象とするものを除く。）の媒介業務については、取引先企業に対するサービスの充実及び固有業務における専門的知識等の有効活用の観点から、固有業務と切り離してこれらの業務を行う場合も「その他の付随業務」に該当する。 　また、個人（事業を行う場合におけるものを除く。）に対して行

現行	改正後
	う財産形成に関する相談に応ずる業務も「その他の付随業務」に含まれる。
(注 1)　これらの業務には、保険会社が取引先企業に対し株式公開等に向けたアドバイスを行い、又は有価証券関連業を行う金融商品取引業者に対し株式公開等が可能な取引先企業を紹介する業務も含まれる。また、勧誘行為をせず単に顧客を有価証券関連業を行う金融商品取引業者に対し紹介する業務も「その他の付随業務」に含まれる。	(削除)
(注 2)　個人の財産形成に関する相談に応ずる業務も「その他の付随業務」に含まれる。	(削除)
(注 3)　有価証券関連業を行う金融商品取引業者等への投資信託委託会社又は資産運用会社の紹介に係る業務についても「その他の付随業務」に含まれる。	(削除)
(注 4)・(注 5)　(略)	(注 1)・(注 2)　(略)
なお、実施にあたっては、顧客保護や法令等遵守の観点から、以下の点について態勢整備が図られている必要があることに留意すること。	なお、実施にあたっては、顧客保護や法令等遵守の観点から、以下の点について態勢整備が図られている必要があることに留意すること。
①　優越的地位の濫用として独占禁止法上問題となる行為の発生防止等法令等の厳正な遵守に向けた態勢整備が行われているか。	①　優越的地位の濫用として独占禁止法上問題となる行為の発生防止等法令等の厳正な遵守に向けた態勢整備が行われているか。
(注 1)　個人の財産形成に関する相談に応ずる業務の実施にあたっては、金融商品取引法に規定する投資助言業務に該当しない等の厳正な遵守に向けた態勢整備が行われているか。	(注 1)　個人（事業を行う場合におけるものを除く。）に対して行う財産形成に関する相談に応ずる業務の実施にあたっては、金融商品取引法に規定する投資助言業務に該当しない等の厳正な遵守に向けた態勢整備が行われているか。

現行	改正後
（注 2）　（略） ②・③　（略）	（注 2）　（略） ②・③　（略）
Ⅲ－2－13－2　保険業等の業務の代理又は事務の代行 保険会社が、法第 98 条第 2 項ただし書の規定により、子会社又は密接な関係を有する者に係る保険業等の業務の代理又は事務の代行（以下、Ⅲ－2－13－2 において「業務代理等」という。）を行おうとするときは、別紙様式 6 の 3 により、あらかじめ金融庁長官に届け出るものとする。 この場合においては、法第 100 条の 3 又は第 194 条及び規則第 51 条の 2 第 2 項各号に掲げる事項の他、以下の点に留意するものとする。 (1)・(2)　（略）	Ⅲ－2－13－3　保険業等の業務の代理又は事務の代行 保険会社が、法第 98 条第 2 項ただし書の規定により、子会社又は密接な関係を有する者に係る保険業等の業務の代理又は事務の代行（以下、Ⅲ－2－13－3 において「業務代理等」という。）を行おうとするときは、別紙様式 6 の 3 により、あらかじめ金融庁長官に届け出るものとする。 この場合においては、法第 100 条の 3 又は第 194 条及び規則第 51 条の 2 第 2 項各号に掲げる事項の他、以下の点に留意するものとする。 (1)・(2)　（略）
Ⅲ－2－16　不祥事件等に対する監督上の対応 不祥事件等に対する監督上の対応については、以下のとおり取り扱うこととする。 (1)　（略） (2)　不祥事件等届出書の受理 規則第 85 条第 5 項各号（外国保険会社等においては、規則第 166 条第 4 項各号。免許特定法人においては、規則第 192 条第 4 項各号。以下同じ。）のいずれかに該当する行為を行った者が、保険会社、法第 2 条第 12 項に規定する子会社（保険会社の子会社である保険会社及び少額短期保険業者を除く。）若しくは業務の委託先又はそれらの役員若しくは使用人（保険募集人として登録又は届出されている者を除く。）（以下、Ⅲ－2－16 において「保険会社等」と	Ⅲ－2－16　不祥事件等に対する監督上の対応 不祥事件等に対する監督上の対応については、以下のとおり取り扱うこととする。 (1)　（略） (2)　不祥事件等届出書の受理 規則第 85 条第 8 項各号（外国保険会社等においては、規則第 166 条第 4 項各号。免許特定法人においては、規則第 192 条第 4 項各号。以下同じ。）のいずれかに該当する行為を行った者が、保険会社、法第 2 条第 12 項に規定する子会社（保険会社の子会社である保険会社及び少額短期保険業者を除く。）若しくは業務の委託先又はそれらの役員若しくは使用人（保険募集人として登録又は届出されている者を除く。）（以下、Ⅲ－2－16 において「保険会社等」と

現行	改正後
いう。）か、保険募集人として登録若しくは届出されている者又はそれらの役員若しくは使用人（以下、Ⅲ－2－16 において「保険募集人」という。）かに応じて、以下のとおり取扱うこととする。 ①　保険会社等に関する不祥事件等届出書の受理 保険会社等が規則第 85 条第 5 項各号のいずれかに該当する行為を行った場合は、当該保険会社等のうち保険会社の代表取締役から金融庁長官宛の不祥事件等届出書を保険課が受理することとする。 ②　保険募集人に関する不祥事件等届出書の受理 保険募集人が、規則第 85 条第 5 項各号のいずれかに該当する行為を行った場合は、当該保険募集人を管理する保険会社の支社、支店等の長から当該保険募集人の主たる事務所の所在地を管轄する財務局長等宛の不祥事件等届出書を当該財務局等が受理することとする。 なお、当該不祥事件等届出書を受理した財務局等においては、当該不祥事件等届出書の内容及び受理件数について 1 ヵ月分を取りまとめのうえ、翌月 10 日までに保険課宛て報告することとする。 ただし、財務局等において緊急性が認められると判断するときは、随時、保険課宛て報告することとする。 ③　不祥事件等届出書の受理にあたっての確認事項は、以下のとおりとする。 ア.　規則第 85 条第 1 項第 17 号の規定に基づき、保険会社が不祥事件の発生を知った日から 30 日以内に不祥事件等届出書が提出されることとなるが、当該不祥事件等届出書の受理時にお	いう。）か、保険募集人として登録若しくは届出されている者又はそれらの役員若しくは使用人（以下、Ⅲ－2－16 において「保険募集人」という。）かに応じて、以下のとおり取扱うこととする。 ①　保険会社等に関する不祥事件等届出書の受理 保険会社等が規則第 85 条第 8 項各号のいずれかに該当する行為を行った場合は、当該保険会社等のうち保険会社の代表取締役から金融庁長官宛の不祥事件等届出書を保険課が受理することとする。 ②　保険募集人に関する不祥事件等届出書の受理 保険募集人が、規則第 85 条第 8 項各号のいずれかに該当する行為を行った場合は、当該保険募集人を管理する保険会社の支社、支店等の長から当該保険募集人の主たる事務所の所在地を管轄する財務局長等宛の不祥事件等届出書を当該財務局等が受理することとする。 なお、当該不祥事件等届出書を受理した財務局等においては、当該不祥事件等届出書の内容及び受理件数について 1 ヵ月分を取りまとめのうえ、翌月 10 日までに保険課宛て報告することとする。 ただし、財務局等において緊急性が認められると判断するときは、随時、保険課宛て報告することとする。 ③　不祥事件等届出書の受理にあたっての確認事項は、以下のとおりとする。 ア.　規則第 85 条第 1 項第 27 号の規定に基づき、保険会社が不祥事件の発生を知った日から 30 日以内に不祥事件等届出書が提出されることとなるが、当該不祥事件等届出書の受理時にお

現行	改正後
いては、法令の規定に基づき届出が適切に行われているかを確認することとする。	いては、法令の規定に基づき届出が適切に行われているかを確認することとする。
イ．・ウ．　（略）	イ．・ウ．　（略）
(3)　（略）	(3)　（略）
(4)　監督上の措置	(4)　監督上の措置
不祥事件等届出書の提出があった場合には、以下の措置を講じることとする。	不祥事件等届出書の提出があった場合には、以下の措置を講じることとする。
①　（略）	①　（略）
②　財務局等においては、事実関係、発生原因分析、改善・対応策等について、上記①を踏まえつつ、必要に応じて、規則第 85 条第 5 項各号のいずれかに該当する行為を行った保険募集人（又は当該保険募集人が保険代理店の役員又は使用人である場合は当該保険代理店）に対してヒアリングを実施する。	②　財務局等においては、事実関係、発生原因分析、改善・対応策等について、上記①を踏まえつつ、必要に応じて、規則第 85 条第 8 項各号のいずれかに該当する行為を行った保険募集人（又は当該保険募集人が保険代理店の役員又は使用人である場合は当該保険代理店）に対してヒアリングを実施する。
また、その結果を踏まえて、必要に応じて、特定保険募集人に対して法第 305 条に基づき報告を求め、さらに、重大な問題があると認められる場合には、法第 306 条又は第 307 条に基づき行政処分を行うこととする。	また、その結果を踏まえて、必要に応じて、特定保険募集人に対して法第 305 条に基づき報告を求め、さらに、重大な問題があると認められる場合には、法第 306 条又は第 307 条に基づき行政処分を行うこととする。
なお、財務局等においては、適宜、金融庁との密接な連携に努めるものとする。	なお、財務局等においては、適宜、金融庁との密接な連携に努めるものとする。
③　財務局等においては、規則第 85 条第 5 項各号のいずれかに該当する行為を行った保険募集人（又は当該保険募集人が保険代理店の役員又は使用人である場合は当該保険代理店）の業務を行う区域が、他の財務局等の管轄区域に及び、当該他の財務局等の管轄区域内での被害等が想定される等、必要性が認められる場合には、当該他の財務局等に情報提供する等、密接な連携に努めるものとする。	③　財務局等においては、規則第 85 条第 8 項各号のいずれかに該当する行為を行った保険募集人（又は当該保険募集人が保険代理店の役員又は使用人である場合は当該保険代理店）の業務を行う区域が、他の財務局等の管轄区域に及び、当該他の財務局等の管轄区域内での被害等が想定される等、必要性が認められる場合には、当該他の財務局等に情報提供する等、密接な連携に努めるものとする。

現行	改正後
また、連携を行った場合には、保険課に対して報告を行うこととする。 ④　金融庁においては、規則第 85 条第 5 項各号に規定される行為の発生状況等を分析し、同様の事案が全国的に多発している傾向が見られる等、必要性が認められる場合には、財務局等に対して情報提供することとする。 (5)　（略）	また、連携を行った場合には、保険課に対して報告を行うこととする。 ④　金融庁においては、規則第 85 条第 8 項各号に規定される行為の発生状況等を分析し、同様の事案が全国的に多発している傾向が見られる等、必要性が認められる場合には、財務局等に対して情報提供することとする。 (5)　（略）
Ⅲ－2－17　ソルベンシー・マージン比率の計算 Ⅲ－2－17－1　届出書の記載内容のチェック 規則第 85 条第 1 項第 12 号（又は同第 166 条第 1 項第 5 号）に規定する劣後特約付金銭消費貸借（以下、「劣後ローン」という。）による借入れ及び劣後特約付社債（以下、「劣後債」という。）の発行の届出があった場合において、これらが保険金等の支払能力の充実に資するものとして適格であるかについて確認するためには、以下の点に留意するものとする。	Ⅲ－2－17　ソルベンシー・マージン比率の計算 Ⅲ－2－17－1　届出書の記載内容のチェック 規則第 85 条第 1 項第 21 号（又は同第 166 条第 1 項第 5 号）に規定する劣後特約付金銭消費貸借（以下、「劣後ローン」という。）による借入れ及び劣後特約付社債（以下、「劣後債」という。）の発行の届出があった場合において、これらが保険金等の支払能力の充実に資するものとして適格であるかについて確認するためには、以下の点に留意するものとする。
Ⅲ－2－17－5　期限前償還等の届出受理に際してのチェック 規則第 85 条第 1 項第 13 号（又は同第 166 条第 1 項第 6 号）に規定する劣後ローンの期限前弁済若しくは劣後債の期限前償還に係る届出又は規則第 85 条第 1 項第 16 号に規定する自己の株式の取得に係る届出を受理しようとする時は、告示の趣旨を十分に踏まえるとともに、当該届出保険会社における期限前弁済若しくは期限前償還又は株式取得後のソルベンシー・マージン比率がなお十分な水準を維持しているかどうか、特に留意するものとする。	Ⅲ－2－17－5　期限前償還等の届出受理に際してのチェック 規則第 85 条第 1 項第 22 号（又は同第 166 条第 1 項第 6 号）に規定する劣後ローンの期限前弁済若しくは劣後債の期限前償還に係る届出又は規則第 85 条第 1 項第 26 号に規定する自己の株式の取得に係る届出を受理しようとする時は、告示の趣旨を十分に踏まえるとともに、当該届出保険会社における期限前弁済若しくは期限前償還又は株式取得後のソルベンシー・マージン比率がなお十分な水準を維持しているかどうか、特に留意するものとする。

現行	改正後
（新設）	Ⅲ－2－19　同一事項に関する保険会社及び保険持株会社の届出の取扱い 同一の事項に関して、保険会社及び当該保険会社を子会社とする保険持株会社の両者がそれぞれ次に掲げる届出を行う必要がある場合においては、保険会社及び保険持株会社の連名により、１つの届出書として提出することが可能であることに留意する。 ①　法第 127 条第１項第２号、法第 271 条の 32 第２項第３号 ②　法第 127 条第１項第３号、法第 271 条の 32 第２項第４号 ③　規則第 85 条第１項第４号、規則第 210 条の 14 第２項第５号 ④　規則第 85 条第１項第６号、規則第 210 条の 14 第２項第６号
Ⅳ　保険商品審査上の留意点 Ⅳ－6　審査手続 保険商品審査にあたっては、特に以下の点に留意することとする。 Ⅳ－6－1　保険商品の認可・届出に係る審査期間の取扱い 保険商品の認可・届出に係る審査期間は、認可については規則第 246 条第１項第 12 号に規定する標準処理期間として 90 日、また、届出については法第 125 条第１項により 90 日とされているところであるが、商品開発の迅速化に資するという観点から、審査期間の短縮に努めるものとする。 特に、認可申請・届出のうち、定型化された簡易なものや他社の既存の保険商品と実質的に同等の内容を有するもの（Ⅳ－6－2 に規定する概要書等を用いて迅速かつ効率的な審査を行うことが可	Ⅳ　保険商品審査上の留意点 Ⅳ－6　審査手続 保険商品審査にあたっては、特に以下の点に留意することとする。 Ⅳ－6－1　保険商品の認可・届出に係る審査期間の取扱い 保険商品の認可・届出に係る審査期間は、認可については規則第 246 条第１項第 18 号に規定する標準処理期間として 90 日、また、届出については法第 125 条第１項により 90 日とされているところであるが、商品開発の迅速化に資するという観点から、審査期間の短縮に努めるものとする。 特に、認可申請・届出のうち、定型化された簡易なものや他社の既存の保険商品と実質的に同等の内容を有するもの（Ⅳ－6－2 に規定する概要書等を用いて迅速かつ効率的な審査を行うことが可

現行	改正後
能であるものに限る。）については、原則として 45 日以内に審査を終えることとする。	能であるものに限る。）については、原則として 45 日以内に審査を終えることとする。

現　　行	改　正　後
【様式・参考資料編】 **Ⅰ．申請書等様式集** **(1)保険会社関係（別紙様式 1～76）** **別紙様式 8** 文　書　番　号 年　　月　　日 金融庁長官　殿 保険会社名 代表者名 子会社対象保険会社等を子会社とすることに係る認可申請書 〇〇を子会社とすることについて、保険業法第 106 条第７項の規定に基づき、別紙のとおり認可を申請いたします。 添付書類 ［1. ～8.　略］	**【様式・参考資料編】** **Ⅰ．申請書等様式集** **(1)保険会社関係（別紙様式 1～76）** **別紙様式 8** 文　書　番　号 年　　月　　日 金融庁長官　殿 保険会社名 代表者名 子会社対象保険会社等を子会社とすることに係る認可申請書 〇〇を子会社とすることについて、保険業法第 106 条第４項の規定に基づき、別紙のとおり認可を申請いたします。 添付書類 ［1. ～8.　同左］
別紙様式 9 文　書　番　号 年　　月　　日 金融庁長官　殿 保険会社名 代表者名	**別紙様式 9** 文　書　番　号 年　　月　　日 金融庁長官　殿 保険会社名 代表者名

現　　行	改　正　後
保険業法第 106 条第 8 項に定める事由により子会社となった子会社対象保険会社等を 1 年を超えて子会社とすることに係る認可申請書 〇〇を引き続き 1 年を超えて子会社とすることについて、保険業法第 106 条第 8 項ただし書の規定に基づき、別紙のとおり認可を申請いたします。 添付書類 ［1. ～8.　略］	保険業法第 106 条第 5 項に定める事由により子会社となった子会社対象保険会社等を 1 年を超えて子会社とすることに係る認可申請書 〇〇を引き続き 1 年を超えて子会社とすることについて、保険業法第 106 条第 5 項ただし書の規定に基づき、別紙のとおり認可を申請いたします。 添付書類 ［1. ～8.　同左］
別紙様式 10 文　書　番　号 年　　月　　日 金融庁長官　殿 保険会社名 代表者名 子会社の業務を変更することに係る認可申請書 子会社である〇〇を保険業法第 106 条第 1 項第〇号に該当する会社とすることについて、保険業法第 106 条第 9 項の規定に基づき、別紙のとおり認可を申請いたします。 添付書類	**別紙様式 10** 文　書　番　号 年　　月　　日 金融庁長官　殿 保険会社名 代表者名 子会社の業務を変更することに係る認可申請書 子会社である〇〇を保険業法第 106 条第 1 項第〇号に該当する会社とすることについて、同法第 106 条第 13 項の規定に基づき、別紙のとおり認可を申請いたします。 添付書類

現　　行	改　正　後
［1. ～7.　略］	［1. ～7.　同左］
別紙様式 21 文　書　番　号 年　　月　　日 金融庁長官　殿 保険会社名 代表者名 保険業法第 106 条第 1 項第 12 号（又は第 13 号）に掲げる会社を子会社とする届出書 保険業法第 106 条第 1 項第 12 号（又は第 13 号）に掲げる会社を子会社とすることについて、保険業法第 127 条第 1 項第 2 号の規定に基づき、下記のとおりお届けいたします。 記 ［表略］ 添付書類 ［1.・2.　略］ （注）　［略］	**別紙様式 21** 文　書　番　号 年　　月　　日 金融庁長官　殿 保険会社名 代表者名 保険業法第 106 条第 1 項第 12 号から第 15 号までに掲げる会社を子会社とする届出書 保険業法第 106 条第 1 項第 12 号から第 15 号までに掲げる会社を子会社とすることについて、同法第 127 条第 1 項第 2 号の規定に基づき、下記のとおりお届けいたします。 記 ［同左］ 添付書類 ［1.・2.　同左］ （注）　［同左］
別紙様式 32 の 2 文　書　番　号	**別紙様式 32 の 2** 文　書　番　号

<table>
<tr><th>現　　行</th><th>改　正　後</th></tr>
<tr><td>年　月　日

金融庁長官　殿

保険会社名
代表者名

子会社対象会社以外の会社を子会社とする届出書

保険業法第 106 条第 4 項の規定により、子会社対象会社以外の会社を子会社とすることとしたので、保険業法第 127 条第 1 項第 8 号及び規則第 85 条第 1 項第 4 号の 2 の規定に基づき、下記のとおりお届けいたします。

記

<table>
<tr><td rowspan="8">子会社とする会社の概要</td><td>商号又は名称</td><td></td></tr>
<tr><td>主たる営業所又は事務所の所在地</td><td></td></tr>
<tr><td>業務の内容</td><td></td></tr>
<tr><td>会社の状況
（直近の決算期より）
（注 1）</td><td>売上高：　　総資産：
経常損益：　　資本金：
当期損益：</td></tr>
<tr><td>役員の役職名及び氏名</td><td></td></tr>
<tr><td>役員及び従業員の数</td><td></td></tr>
<tr><td>保有議決権数</td><td>　　個（総株主の議決権に対する割合　　%）</td></tr>
<tr><td>主要株主等の構成</td><td>Ａ社　　個（総株主の議決権に対する割合　　%）</td></tr>
</table>
</td><td>年　月　日

金融庁長官　殿

保険会社名
代表者名

子会社対象会社以外の会社を子会社とする届出書

保険業法第 106 条第 6 項の規定により、子会社対象会社以外の会社を子会社とすることとしたので、同法第 127 条第 1 項第 8 号及び規則第 85 条第 1 項第 4 号の 3 の規定に基づき、下記のとおりお届けいたします。

記

<table>
<tr><td rowspan="8">子会社とする会社の概要</td><td>商号又は名称</td><td></td></tr>
<tr><td>主たる営業所又は事務所の所在地</td><td></td></tr>
<tr><td>業務の内容</td><td></td></tr>
<tr><td>会社の状況
（直近の決算期より）
（注 1）</td><td>売上高：　　総資産：
経常損益：　　資本金：
当期損益：</td></tr>
<tr><td>役員の役職名及び氏名</td><td></td></tr>
<tr><td>役員及び従業員の数</td><td></td></tr>
<tr><td>保有議決権数</td><td>　　個（総株主の議決権に対する割合　　%）</td></tr>
<tr><td>主要株主等の構成</td><td>Ａ社　　個（総株主の議決権に対する割合　　%）</td></tr>
</table>
</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>現　　行</th><th>改　正　後</th></tr>
<tr><td>
<table>
<tr><td colspan="2"></td><td>Ｂ社　　個（総株主の議決権に対する割合　　%）
Ｃ社　　個（総株主の議決権に対する割合　　%）</td></tr>
<tr><td colspan="2">子会社とする理由（注 2）</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">実行予定日</td><td>年　月　日（　）</td></tr>
<tr><td colspan="2">5 年以内に当該会社を子会社でなくなるようにするための所要の措置の内容</td><td></td></tr>
</table>

添付書類
［1.・2.　略］
（注 1）　［略］
（注 2）　「子会社とする理由」には、当該会社を子会社とする法第 106 条第 1 項第 8 号から第 12 号に掲げる会社（同号に掲げる会社にあっては、外国の会社に限る。）又は同条第 4 項に規定する特例対象持株会社の商号又は名称を明示すること。
</td><td>
<table>
<tr><td colspan="2"></td><td>Ｂ社　　個（総株主の議決権に対する割合　　%）
Ｃ社　　個（総株主の議決権に対する割合　　%）</td></tr>
<tr><td colspan="2">子会社とする理由（注 2）</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">実行予定日</td><td>年　月　日（　）</td></tr>
<tr><td colspan="2">当該会社を子会社とした日から 10 年が経過するまでの間に講ずることを予定している所要の措置の内容</td><td></td></tr>
</table>

添付書類
［1.・2.　同左］
（注 1）　［同左］
（注 2）　「子会社とする理由」には、当該会社を子会社とする子会社対象外国会社等の商号又は名称を明示すること。
</td></tr>
<tr><td>別紙様式 33</td><td>（削除）</td></tr>
<tr><td>別紙様式 36

文書番号
年　月　日</td><td>別紙様式 36

文書番号
年　月　日</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>現　　行</th><th>改　正　後</th></tr>
<tr><td>
金融庁長官　殿

保険会社名
代表者名

子会社の本店の所在地変更届出書

子会社が本店の所在地を変更したことについて、保険業法第 127 条第 1 項第 8 号及び保険業法施行規則第 85 条第 1 項第 6 号の 2 の規定に基づき、下記のとおりお届けいたします。

記
<table>
<tr><td colspan="2">子会社の商号又は名称</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">本店の所在地</td><td>変更前</td><td></td></tr>
<tr><td>変更後</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">変更の理由</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">変更に係る費用</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">変更日</td><td>年　月　日（　）</td></tr>
</table>
添付書類
その他参考となるべき事項を記載した書類
</td><td>
金融庁長官　殿

保険会社名
代表者名

子会社の本店の所在地変更届出書

子会社が本店の所在地を変更したことについて、保険業法第 127 条第 1 項第 8 号及び同法施行規則第 85 条第 1 項第 6 号の規定に基づき、下記のとおりお届けいたします。

記
<table>
<tr><td colspan="2">子会社の商号又は名称</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">本店の所在地</td><td>変更前</td><td></td></tr>
<tr><td>変更後</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">変更の理由</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">変更日</td><td>年　月　日（　）</td></tr>
</table>
添付書類
その他参考となるべき事項を記載した書類
</td></tr>
</table>

現　　行

別紙様式 40

文　書　番　号
年　　月　　日

金融庁長官　殿

保険会社名
代表者名

国内の会社の基準議決権数を超える議決権の取得（又は保有）届出書

〇〇の基準議決権数を超える議決権を取得（又は保有）したので、保険業法第 127 条第 1 項第 8 号及び保険業法施行規則第 85 条第 1 項第 7 号の規定に基づき、下記のとおりお届けいたします。

記

商号又は名称				
本店又は主たる営業所の所在地				
業務の内容				
会社の状況（直近の決算期より）（注 1）	売上高：　　総資産： 経常損益：　　資本金： 当期損益：			
総株主等の議決権・保有する議決権の数の状況		届出事由発生前①	届出事由発生後②	増減（②－①）
	総株主等の議決権（注 2, 6）	個	個	個
	保有議決権数	個	個	個

改　　正　　後

別紙様式 40

文　書　番　号
年　　月　　日

金融庁長官　殿

保険会社名
代表者名

他の会社の基準議決権数を超える議決権の取得（又は保有）届出書

〇〇の基準議決権数を超える議決権を取得（又は保有）したので、保険業法第 127 条第 1 項第 8 号及び同法施行規則第 85 条第 1 項第 11 号の規定に基づき、下記のとおりお届けいたします。

記

商号又は名称				
本店又は主たる営業所の所在地				
業務の内容				
会社の状況（直近の決算期より）（注 1）	売上高：　　総資産： 経常損益：　　資本金： 当期損益：			
総株主等の議決権・保有する議決権の数の状況		届出事由発生前①	届出事由発生後②	増減（②－①）
	総株主等の議決権（注 2, 6）	個	個	個
	保有議決権数	個	個	個

現　　行	改　正　後
<table><tr><td></td><td>(注 2, 3, 4)</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td>保有議決権割合 (注 3)</td><td>%</td><td>%</td><td>%</td></tr><tr><td>議決権取得(又は保有)の理由　(注 5)</td><td colspan="4">(根拠条文:保険業法施行規則第 58 条の 2 第　　号)</td></tr><tr><td>取得（又は保有）した日</td><td colspan="4">年　　月　　日（　）　(注 6)</td></tr></table>	<table><tr><td></td><td>(注 2, 3, 4)</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td>保有議決権割合 (注 3)</td><td>%</td><td>%</td><td>%</td></tr><tr><td>議決権取得(又は保有)の理由　(注 5)</td><td colspan="4">(根拠条文:保険業法施行規則第 58 条の 4 第 1 項第　　号)</td></tr><tr><td>取得（又は保有）した日</td><td colspan="4">年　　月　　日（　）　(注 6)</td></tr></table>
添付書類 ［略］	添付書類 ［同左］
(注) 1. ～4.　［略］ 5.「議決権の取得（又は保有）の理由」欄の記載にあっては、保険業法施行規則第 58 条の 2（以下「規則」という。）第 6 号から第 8 号までの事由による場合は「総株主の議決権の数の減少」として一括記載することで差し支えない。 6.　［略］	(注) 1. ～4.　［同左］ 5.「議決権の取得（又は保有）の理由」欄の記載にあっては、保険業法施行規則第 58 条の 4 第 1 項（以下「規則」という。）第 6 号から第 8 号までの事由による場合は「総株主の議決権の数の減少」として一括記載することで差し支えない。 6.　［同左］
別紙様式 41	**（削除）**
別紙様式 42 文　書　番　号 年　　月　　日 金融庁長官　殿 保険会社名 代表者名	**別紙様式 42** 文　書　番　号 年　　月　　日 金融庁長官　殿 保険会社名 代表者名

現　　行	改　正　後
基準議決権数を超えて保有する国内の会社の議決権のうち 基準議決権数を超える部分の議決権を保有しなくなった届出書 〇〇の議決権の基準議決権数を超えて保有する部分の議決権を保有しなくなったので、保険業法第 127 条第 1 項第 8 号及び保険業法施行規則第 85 条第 1 項第 7 号の 3 の規定に基づき、下記のとおりお届けいたします。 記 ［表略］ 添付書類 ［略］ （注）　［略］	基準議決権数を超えて保有する国内の会社の議決権のうち 基準議決権数を超える部分の議決権を保有しなくなった届出書 〇〇の議決権の基準議決権数を超えて保有する部分の議決権を保有しなくなったので、保険業法第 127 条第 1 項第 8 号及び同法施行規則第 85 条第 1 項第 12 号の規定に基づき、下記のとおりお届けいたします。 記 ［同左］ 添付書類 ［同左］ （注）　［同左］
別紙様式 43 文　書　番　号 年　　月　　日 金融庁長官　殿 保険会社名 代表者名 特殊関係者を新たに有することとなった届出書 〇〇を特殊関係者として新たに有することになったため、保険業法第 127 条第	**別紙様式 43** 文　書　番　号 年　　月　　日 金融庁長官　殿 保険会社名 代表者名 特殊関係者を新たに有することとなった届出書 〇〇を特殊関係者として新たに有することになったため、保険業法第 127 条第

現　　行	改　正　後
1項第8号及び保険業法施行規則第85条第1項第7号の4の規定に基づき、下記のとおりお届けいたします。 記 ［表略］	1項第8号及び同法施行規則第85条第1項第9号の規定に基づき、下記のとおりお届けいたします。 記 ［同左］
添付書類 ［略］ （注） ［1.・2.　略］ 3.　法第106条第1項第8号から第12号に掲げる会社（同号に掲げる会社にあっては、外国の会社に限る。以下同じ。）又は同条第4項に規定する特例対象持株会社を子法人等又は関連法人等とすることにより、子会社対象会社以外の外国の会社を特殊関係者とする場合には、当該法第106条第1項第8号から第12号に掲げる会社又は同条第4項に規定する特例対象持株会社の商号又は名称、及び当該特殊関係者となる会社を概ね5年以内に特殊関係者でなくなるようにするための所要の措置についても記載すること。	添付書類 ［同左］ （注） ［1.・2.　同左］ 3.　子会社対象外国会社等を子法人等又は関連法人等とすることにより、子会社対象会社以外の外国の会社を特殊関係者とする場合には、当該子会社対象外国会社等の商号又は名称、及び当該特殊関係者となる会社を概ね10年以内に特殊関係者でなくなるようにするための所要の措置についても記載すること。
別紙様式44 文　書　番　号 年　　月　　日 金融庁長官　殿 保険会社名 代表者名 特殊関係者でなくなった届出書	**別紙様式44** 文　書　番　号 年　　月　　日 金融庁長官　殿 保険会社名 代表者名 特殊関係者でなくなった届出書

現　　行	改　正　後
○○が特殊関係者でなくなったので、保険業法第 127 条第 1 項第 8 号及び保険業法施行規則第 85 条第 1 項第 7 号の 5 の規定に基づき、下記のとおりお届けいたします。 記 ［表略］ 添付書類 ［略］	○○が特殊関係者でなくなったので、保険業法第 127 条第 1 項第 8 号及び同法施行規則第 85 条第 1 項第 10 号の規定に基づき、下記のとおりお届けいたします。 記 ［同左］ 添付書類 ［同左］
別紙様式 45 文　書　番　号 年　　月　　日 金融庁長官　殿 保険会社名 代表者名 基準議決権数を超えて議決権を保有する会社（又は特殊関係者） の業務の内容を変更する場合の届出書 基準議決権数を超えて議決権を保有する会社（又は特殊関係者）である○○の業務が内容を変更することについて、保険業法第 127 条第 1 項第 8 号及び保険業法施行規則第 85 条第 1 項第 7 号の 6 の規定に基づき、下記のとおりお届けいたします。	**別紙様式 45** 文　書　番　号 年　　月　　日 金融庁長官　殿 保険会社名 代表者名 基準議決権数を超えて議決権を保有する会社（又は特殊関係者） の業務の内容を変更する場合の届出書 基準議決権数を超えて議決権を保有する会社（又は特殊関係者）である○○の業務が内容を変更することについて、保険業法第 127 条第 1 項第 8 号及び同法施行規則第 85 条第 1 項第 13 号の規定に基づき、下記のとおりお届けいたします。 記

現　　行	改　正　後
記 ［表略］ 添付書類 ［略］ （注）　［略］	［同左］ 添付書類 ［同左］ （注）　［同左］
別紙様式 46 文　書　番　号 年　　月　　日 金融庁長官　殿 保険会社名 代表者名 外国における支店若しくは従たる事務所又は駐在員事務所廃止届出書 外国における支店若しくは従たる事務所又は駐在員事務所を廃止したので、保険業法第 127 条第 1 項第 8 号及び保険業法施行規則第 85 条第 1 項第 8 号の規定に基づき、下記のとおりお届けいたします。 記 ［表略］ 添付書類	**別紙様式 46** 文　書　番　号 年　　月　　日 金融庁長官　殿 保険会社名 代表者名 外国における支店若しくは従たる事務所又は駐在員事務所廃止届出書 外国における支店若しくは従たる事務所又は駐在員事務所を廃止したので、保険業法第 127 条第 1 項第 8 号及び同法施行規則第 85 条第 1 項第 16 号の規定に基づき、下記のとおりお届けいたします。 記 ［同左］ 添付書類

現　　行	改　正　後
［1.・2.　略］ （注）　［略］	［1.・2.　同左］ （注）　［同左］
別紙様式 47 文　書　番　号 年　　月　　日 金融庁長官　殿 保険会社名（又は外国保険会社等名） 代表者名（又は日本における代表者名） 危険準備金の不積立て等の届出書 金融庁長官が定める積立てに関する基準によらない危険準備金の積立て（又は危険準備金の取崩し）をすることについて、保険業法第 127 条第 1 項第 8 号並びに保険業法施行規則第 85 条第 1 項第 9 号及び第 10 号の 2（又は保険業法第 209 条第 9 号並びに保険業法施行規則第 166 条第 1 項第 2 号及び第 3 号の 2）の規定に基づき、下記のとおりお届けいたします。 添付書類 ［1. ～3.　略］ （注） ［1. ～5.　略］	**別紙様式 47** 文　書　番　号 年　　月　　日 金融庁長官　殿 保険会社名（又は外国保険会社等名） 代表者名（又は日本における代表者名） 危険準備金の不積立て等の届出書 金融庁長官が定める積立てに関する基準によらない危険準備金の積立て（又は危険準備金の取崩し）をすることについて、保険業法第 127 条第 1 項第 8 号並びに同法施行規則第 85 条第 1 項第 17 号及び第 19 号（又は同法第 209 条第 9 号並びに同法施行規則第 166 条第 1 項第 2 号及び第 3 号の 2）の規定に基づき、下記のとおりお届けいたします。 添付書類 ［1. ～3.　同左］ （注） ［1. ～5.　同左］
別紙様式 48	**別紙様式 48**

現　　行	改　正　後
文　書　番　号 年　　月　　日 金融庁長官　殿 保険会社名（又は外国保険会社等名） 代表者名（又は日本における代表者名） 回払契約の割合届出書 保険業法施行規則第 70 条第 4 項（又は保険業法施行規則第 151 条第 4 項）に規定する責任準備金の計算にあたり、本年度決算に際し使用する回払契約の割合について、保険業法第 127 条第 1 項第 8 号及び保険業法施行規則第 85 条第 1 項第 10 号（又は保険業法第 209 条第 9 号及び保険業法施行規則第 166 条第 1 項第 3 号）の規定に基づき、下記のとおりお届けいたします。 記 ［表略］ （注）　［略］	文　書　番　号 年　　月　　日 金融庁長官　殿 保険会社名（又は外国保険会社等名） 代表者名（又は日本における代表者名） 回払契約の割合届出書 保険業法施行規則第 70 条第 4 項（又は第 151 条第 4 項）に規定する責任準備金の計算にあたり、本年度決算に際し使用する回払契約の割合について、保険業法第 127 条第 1 項第 8 号及び同法施行規則第 85 条第 1 項第 18 号（又は同法第 209 条第 9 号及び同法施行規則第 166 条第 1 項第 3 号）の規定に基づき、下記のとおりお届けいたします。 記 ［同左］ （注）　［同左］
別紙様式 49 文　書　番　号 年　　月　　日 金融庁長官　殿 保険会社名（又は外国保険会社等名） 代表者名（又は日本における代表者名）	**別紙様式 49** 文　書　番　号 年　　月　　日 金融庁長官　殿 保険会社名（又は外国保険会社等名） 代表者名（又は日本における代表者名）

現　　行	改　正　後
異常危険準備金の計算に係る届出書 保険業法施行規則第 70 条第 4 項（又は保険業法施行規則第 151 条第 4 項）に規定する異常危険準備金の計算にあたり、異常危険準備金の金額に対して控除する金額又は繰り入れる金額について下記のとおりとしたので、保険業法第 127 条第 1 項第 8 号及び保険業法施行規則第 85 条第 1 項第 10 号（又は保険業法第 209 条第 9 号及び保険業法施行規則第 166 条第 1 項第 3 号）の規定に基づきお届けいたします。 記 ［表略］ 添付書類 ［1.・2.　略］	異常危険準備金の計算に係る届出書 保険業法施行規則第 70 条第 4 項（又は第 151 条第 4 項）に規定する異常危険準備金の計算にあたり、異常危険準備金の金額に対して控除する金額又は繰り入れる金額について下記のとおりとしたので、保険業法第 127 条第 1 項第 8 号及び同法施行規則第 85 条第 1 項第 18 号（又は同法第 209 条第 9 号及び同法施行規則第 166 条第 1 項第 3 号）の規定に基づきお届けいたします。 記 ［同左］ 添付書類 ［1.・2.　同左］
別紙様式 50 文　書　番　号 年　　月　　日 金融庁長官　殿 保険会社名（又は外国保険会社等名） 代表者名（又は日本における代表者名） 「財務再保険」契約締結届出書 「財務再保険」契約を締結いたしたく、保険業法第 127 条第 1 項第 8 号及び保険業法施行規則第 85 条第 1 項第第 11 号（又は保険業法第 209 条第 9 号及び保険	**別紙様式 50** 文　書　番　号 年　　月　　日 金融庁長官　殿 保険会社名（又は外国保険会社等名） 代表者名（又は日本における代表者名） 「財務再保険」契約締結届出書 「財務再保険」契約を締結いたしたく、保険業法第 127 条第 1 項第 8 号及び同法施行規則第 85 条第 1 項第第 20 号（又は同法第 209 条第 9 号及び同法施行規則

現　　行	改　正　後
業法施行規則第166条第1項第4号）の規定に基づき、別紙のとおりお届けいたします。	第166条第1項第4号）の規定に基づき、別紙のとおりお届けいたします。
添付書類 ［1. ～4.　略］	添付書類 ［1. ～4.　同左］
別紙様式51 文　書　番　号 年　月　日 金融庁長官　殿 保険会社名（又は外国保険会社等名） 代表者名（又は日本における代表者名） 「財務再保険」契約中途解約届出書 「財務再保険」契約を中途解約いたしたく、保険業法第127条第1項第8号及び保険業法施行規則第85条第1項第11号（又は保険業法第209条第9号及び保険業法施行規則第166条第1項第4号）の規定に基づき、下記のとおり届出いたします。 添付書類 ［1.・2.　略］	**別紙様式51** 文　書　番　号 年　月　日 金融庁長官　殿 保険会社名（又は外国保険会社等名） 代表者名（又は日本における代表者名） 「財務再保険」契約中途解約届出書 「財務再保険」契約を中途解約いたしたく、保険業法第127条第1項第8号及び同法施行規則第85条第1項第20号（又は同法第209条第9号及び同法施行規則第166条第1項第4号）の規定に基づき、下記のとおり届出いたします。 添付書類 ［1.・2.　同左］
別紙様式52 文　書　番　号	**別紙様式52** 文　書　番　号

現　　行	改　正　後
年　月　日 金融庁長官　殿 保険会社名（又は外国保険会社等名） 代表者名（又は日本における代表者名） 劣後特約付金銭消費貸借（社債）による借入れ(発行)届出書 劣後特約付金銭消費貸借（社債）による借入れ(発行)をいたしたく、保険業法第 127 条第 1 項第 8 号及び保険業法施行規則第 85 条第 1 項第 12 号（又は保険業法第 209 条第 9 号及び保険業法施行規則第 166 条第 1 項第 5 号）の規定に基づき、下記のとおりお届けいたします。 記 ［表略］ 添付書類 ［略］ (注) ［1. ～3.　略］	年　月　日 金融庁長官　殿 保険会社名（又は外国保険会社等名） 代表者名（又は日本における代表者名） 劣後特約付金銭消費貸借（社債）による借入れ(発行)届出書 劣後特約付金銭消費貸借（社債）による借入れ(発行)をいたしたく、保険業法第 127 条第 1 項第 8 号及び同法施行規則第 85 条第 1 項第 21 号（又は同法第 209 条第 9 号及び同法施行規則第 166 条第 1 項第 5 号）の規定に基づき、下記のとおりお届けいたします。 記 ［同左］ 添付書類 ［同左］ (注) ［1. ～3.　同左］
別紙様式 53 文　書　番　号 年　月　日 金融庁長官　殿	**別紙様式 53** 文　書　番　号 年　月　日 金融庁長官　殿

現　　行	改　正　後
保険会社名（又は外国保険会社等名） 代表者名（又は日本における代表者名） 劣後特約付金銭消費貸借（社債）の期限前弁済（償還）届出書 劣後特約付金銭消費貸借(社債)について期限前弁済（償還）いたしたく、保険業法第 127 条第 1 項第 8 号及び保険業法施行規則第 85 条第 1 項第 13 号（又は保険業法第 209 条第 9 号及び保険業法施行規則第 166 条第 1 項第 6 号）の規定に基づき、下記のとおりお届けいたします。 記 ［表略］ 添付書類 ［1.・2.　略］	保険会社名（又は外国保険会社等名） 代表者名（又は日本における代表者名） 劣後特約付金銭消費貸借（社債）の期限前弁済（償還）届出書 劣後特約付金銭消費貸借(社債)について期限前弁済（償還）いたしたく、保険業法第 127 条第 1 項第 8 号及び同法施行規則第 85 条第 1 項第 22 号（又は同法第 209 条第 9 号及び同法施行規則第 166 条第 1 項第 6 号）の規定に基づき、下記のとおりお届けいたします。 記 ［同左］ 添付書類 ［1.・2.　同左］
別紙様式 54 文　書　番　号 年　　月　　日 金融庁長官　殿 保険会社名 代表者名 自己株式を取得する場合の届出書 自己株式を取得することとなったため、保険業法第 127 条第 1 項第 8 号及び保	**別紙様式 54** 文　書　番　号 年　　月　　日 金融庁長官　殿 保険会社名 代表者名 自己株式を取得する場合の届出書 自己株式を取得することとなったため、保険業法第 127 条第 1 項第 8 号及び同

現　　行	改　正　後
険業法施行規則第 85 条第 1 項第 16 号の規定に基づき、下記のとおりお届けいたします。 記 ［表略］ 添付書類 ［略］ （注）　［略］	法施行規則第 85 条第 1 項第 26 号の規定に基づき、下記のとおりお届けいたします。 記 ［同左］ 添付書類 ［同左］ （注）　［同左］
別紙様式 55 文　書　番　号 年　　月　　日 金融庁長官　殿 （又は〇〇財務（支）局長　殿） （又は沖縄総合事務局長　殿） 保険会社名（又は外国保険会社等名） 代表者名（又は日本における代表者名） 不　祥　事　件　届　出　書 保険業法第 127 条第 1 項第 8 号及び保険業法施行規則第 85 条第 1 項第 17 号（又は保険業法第 209 条第 9 号及び保険業法施行規則第 166 条第 1 項第 7 号）の規定に基づき、下記のとおりお届けします。 記	**別紙様式 55** 文　書　番　号 年　　月　　日 金融庁長官　殿 （又は〇〇財務（支）局長　殿） （又は沖縄総合事務局長　殿） 保険会社名（又は外国保険会社等名） 代表者名（又は日本における代表者名） 不　祥　事　件　届　出　書 保険業法第 127 条第 1 項第 8 号及び同法施行規則第 85 条第 1 項第 27 号（又は同法第 209 条第 9 号及び同法施行規則第 166 条第 1 項第 7 号）の規定に基づき、下記のとおりお届けします。 記

現　　行	改　正　後
［表略］	［同左］
添付書類 ［略］ （注）　［略］	添付書類 ［同左］ （注）　［同左］
別紙様式 76 文　書　番　号 年　　月　　日 金融庁長官　殿 保険会社名（又は外国保険会社名） 代表者名（又は日本における代表者名） 保険会社名（又は外国保険会社名） 代表者名（又は日本における代表者名） （少額短期保険業者名 代表者名） 保険募集再委託に係る認可事項変更届出書 保険募集再委託に係る認可申請書添付の書面の変更について、保険業法第 127 条第 1 項第 8 号及び保険業法施行規則第 85 条第 1 項第 18 号（又は保険業法第 209 条第 9 号、第 272 条の 21 第 1 項第 6 号、保険業法施行規則第 166 条第 1 項第 8 号及び第 211 条の 55 第 1 項第 15 号）に基づき、下記のとおりお届けいたします。 記	**別紙様式 76** 文　書　番　号 年　　月　　日 金融庁長官　殿 保険会社名（又は外国保険会社名） 代表者名（又は日本における代表者名） 保険会社名（又は外国保険会社名） 代表者名（又は日本における代表者名） （少額短期保険業者名 代表者名） 保険募集再委託に係る認可事項変更届出書 保険募集再委託に係る認可申請書添付の書面の変更について、保険業法第 127 条第 1 項第 8 号及び同法施行規則第 85 条第 1 項第 28 号（又は同法第 209 条第 9 号、第 272 条の 21 第 1 項第 6 号、同法施行規則第 166 条第 1 項第 8 号及び第 211 条の 55 第 1 項第 15 号）に基づき、下記のとおりお届けいたします。 記

現　　行	改　正　後
［表略］ 添付書類 　［略］	［同左］ 添付書類 　［同左］
(2)保険持株会社関係（別紙様式 1～24） **別紙様式 20** 文　書　番　号 年　　月　　日 金融庁長官　殿 保険持株会社名 代表者名 子会社の本店、主たる営業所又は事務所の所在地変更届出書 子会社の本店、主たる営業所又は事務所の所在地を変更したことについて、保険業法第 271 条の 32 第 2 項第 8 号及び保険業法施行規則第 210 条の 14 第 2 項第 6 号の 2 の規定に基づき、下記のとおりお届けいたします。 記 ［表略］ ――――――――――――――― 添付書類 　［略］	**(2)保険持株会社関係（別紙様式 1～24）** **別紙様式 20** 文　書　番　号 年　　月　　日 金融庁長官　殿 保険持株会社名 代表者名 子会社の本店、主たる営業所又は事務所の所在地変更届出書 子会社の本店、主たる営業所又は事務所の所在地を変更したことについて、保険業法第 271 条の 32 第２項第８号及び同法施行規則第 210 条の 14 第 2 項第 6 号の規定に基づき、下記のとおりお届けいたします。 記 ［同左］ ――――――――――――――― 添付書類 　［同左］